

15 中国と日本における知的財産をめぐる紛争解決のための 裁判制度とその仕組みに関する比較研究 —中国における知的財産専門裁判所の創設*

招へい研究者 ヤン・ガンミン(**)

現在、知的財産専門裁判所を創設することは世界の潮流になっている。この観点からすると、中国の「三審合一」モデルは、経過措置に過ぎない。このモデルは、一般管轄権を有する裁判所内に以前であればそれぞれ民事法廷、行政法廷又は刑事法廷で審理されていたであろう知的財産権に関する事件を審理する専門の法廷を設置するものである。これに対して、完全に統合された特徴を有する「専門裁判所」こそ中国の知的財産権に関する裁判制度を再編する上で最善の選択肢と思われる。知的財産法をめぐる新たな組織及び戦略に係る状況において、中国は知的財産権訴訟の特徴を十分に考慮し、世界各国の貴重な成功体験から多くを学ぶべきである。そのため、日本を含む主要国・地域における様々な知的財産裁判所に関する比較研究が司法の統一及び効率化の実現に資することは間違いない。この比較を通して、中国は自国の知的財産紛争の裁判制度を改善する上で最も有益な、発展した理論及び高度な法律を獲得するべきである。もちろん、既存の知的財産権に係る司法資源を統合する際には、中国は国内の状況に注意を払うべきである。したがって、中国は、知的財産権に関する司法制度の改正及び改革を推進するために、知的財産権に関する民事、行政及び刑事事件に対して管轄権を有し、中国的な特徴を持つ専門裁判所を創設するべきである。

I. 「三審合一」モデル：中国の知的財産権に関する司法制度及び仕組みに関する実務上及び理論上の分析

従来、中国で発生した知的財産権民事事件はそれぞれ民事法廷及び経済法廷で審理されてきた。1993年以降、これらの事件を審理するための知的財産権法廷が相次いで設置された。

2002年、特許及び商標等の付与及び確認に関する行政訴訟はそれぞれ行政法廷及び知的財産権法廷で審理されていた。しかしながら、2009年以降、これらの訴訟は知的財産権法廷で審理されている。

これらの措置は、知的財産権民事事件及び一部の知的財産権行政事件における分裂をある程度は解消した。しかしながら、知的財産権に係る民事、行政及び刑事事件がそれぞれ中国の裁判所内の民事法廷、行政法廷及び刑事法廷で審理されている司法の分裂状態は存続した。これにより、改革を早急に実行する必要性が想起された。したがって、「三審合一」の裁判モデルは適切なタイミングで誕生したといっていだろう。

1. 浦東モデル

上海市浦東新区人民法院は中国では初めて、1994年に基層人民法院に知的財産権法廷を設置し、1996年には、知

的財産権法廷に知的財産問題に係る全ての民事、行政及び刑事事件の審理を集中させた。

2. 西安モデル

2006年、西安市中級人民法院は中国の中級人民法院としては初めて知的財産権に係る「三審合一」モデルを採用し、2007年までは従来の基層人民法院で審理されていた知的財産権に係る刑事事件及び行政事件の一审案件の審理を集中化させた。

3. 珠海モデル

2009年、中級人民法院に認可され、独立した裁判所のように機能する最初の知的財産裁判所が広東省珠海に創設され、知的財産問題に係る刑事、民事及び行政事件を審理する管轄権が付与された。

4. 昆明モデル

2007年、昆明市中級人民法院は、雲南省で他に先駆けて「三審合一」モデルの運用を開始した。

5. 武漢モデル

2007年7月、武漢市の14の基層人民法院の管轄に属する民事、行政及び刑事事件の一审案件が江安人民法院の知的財産権法廷に付託された。さらに、武漢市中級人民法院の三つの法廷が審理していた知的財産権問題に関する民

(*) これは特許庁委託平成23年度産業財産権研究推進事業(平成23～25年度)報告書の英文要約を和訳したものである。和訳文の表現、記載の誤りについては、すべて(一財)知的財産研究所の責任である。和訳文が不明確な場合は、原英文が優先するものとする。

(**) 中国・重慶第五中級人民法院・知識産権審判廷廷長

事、行政及び刑事事件も、知的財産権法廷に集中的に付託された。

6. 江蘇モデル

常州市中級人民法院の知的財産法廷は、2008年までは基層人民法院で審理されていた知的財産権問題に関する刑事事件及び行政事件を一括して審理する初めての法廷となった。

7. 重慶モデル

2008年、重慶市は他に先駆けて高級、中級及び基層の三段階の人民法院間で「三審合一」モデルを採用した。

2012年6月30日までに、中国では五つの高級人民法院、50の中級人民法院及び52の基層人民法院で、知的財産案件の審理に「三審合一」モデルが採択された。

中国は知的財産権問題に関する民事、行政及び刑事事件の審理を段階的に知的財産権法廷に集中化させ、裁判所内の複数の法廷が知的財産関連事件を審理している司法の「分裂」状態を終わらせるべきである。

II. 日本及び諸外国・地域における知的財産に係る司法制度及び仕組みに関する実務上及び理論上の分析

「三審合一」モデルは、一人民法院内の司法の分裂状態を解消することとどまり、異なる人民法院間において司法が分裂している状況は存続することになる。実際、これは中国特有のものではなく、日本を含む諸外国・地域にも見られる共通の問題である。

1. 日本の知的財産高等裁判所

(1) 歴史的発展

中国が現在直面している「産みの苦しみ」を日本もまた経験している。2005年、日本は「知的財産高等裁判所」を創設し、戦後最大の司法制度改革に着手した。

(2) 管轄

2004年以降、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物に関する一審案件は、名古屋から東では東京地方裁判所、名古屋から西では大阪地方裁判所においてのみ審理が可能となり、その第二審は東京高等裁判所においてのみ審理可能となった。しかし、重複する管轄権も維持された。そのため、意匠権、商標権、著作権者の権利(プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く。)若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについての事件で技術的な問題を含まないものに関して、当事者は改正前の規定に基づく管轄裁判所に限らず、

東京又は大阪の地方裁判所を選択することができるようになった¹。東京高等裁判所の特別の支部として、知的財産高等裁判所は東京・大阪の地方裁判所の判決に対する技術的な問題を含む控訴や全国の地方裁判所における事件の控訴を受理するだけでなく、特許、実用新案、外観意匠及び商標の確認に関する事件を審理する第一審裁判所としても機能する²。

(3) 各部

2005年以降、知的財産高等裁判所には通常部第1部から第4部と特別部がある³。

裁判官会議は司法行政における最高位の政策決定機関で、原則として全裁判官から構成され、年2回召集される。裁判官会議の下部組織である常置委員会は日常業務に関する決定を下すために毎週会議を招集する。

(4) 構成

日本の知的財産高等裁判所は、裁判官、裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官及び専門委員から構成されている。

(i) 裁判所調査官は、技術的事項の調査及び裁判官の補助を担っている。ある学者は、裁判所調査官の報告書は公開されないため、訴訟当事者の防御権を保護するには不十分な制度であるという⁴。また、日本の知的財産高等裁判所は、裁判所調査官を除斥又は忌避する制度に多少の欠陥があると指摘する学者もいる。これらの批判に対して次のような反論がなされている。まず、裁判所調査官の報告書は裁判官が参照する重要な情報の一つに過ぎず、裁判官はこれ以外にも当事者の意見や専門委員の見解も聞いている。したがって、裁判所調査官の報告書を公開する必要性はないという。第二に、「三権分立」の原則により、特許庁の審査官は行政機関を辞職した場合にのみ、裁判所調査官となることができる。すなわち、裁判官の除斥又は忌避を定める日本の法律の規定は、裁判所調査官にも適用されるべきである。その専門性及び倫理の点から、特許庁の審査官が社会から深く信頼されていることが分かる。不正行為及び不法行為は完全に回避されているようである⁵。倫理観の備わった法制度は信頼性を増す。

(ii) 2003年、日本は、知的財産権等の専門的知識を必要とする裁判を念頭に、民事訴訟法に従って、専門委員の制度を創設した。

裁判所調査官及び専門委員はいずれも専門知識を有する職員であるとはいえ、前者が一般的な専門知識を有する一方で、後者は高度な専門的知識を有する。両者は、技術的事実認定の二つの柱を構成している⁶。

(5) 合議体

合議体は通常3名の裁判官から構成されるが、5名の裁判官から構成される場合もある。これは大合議制度と呼ばれるもので、企業の経済活動や日本の産業経済に重大な影響を

及ぼす重要な事件の場合や、可能な限り速やかに統一的な司法判断を下す必要性がある場合に利用される。

2. 諸外国・地域の知的財産裁判所

(1) ドイツの連邦特許裁判所

1961年、ドイツの連邦特許裁判所が設立され、世界初の専門裁判所となった。技術系裁判官を有するドイツ連邦特許裁判所の独特の制度は、訴訟を短時間、低コストかつ効率よく行うことを実現する。この裁判所は、産業財産権を登録すべきか又はその登録を取消すべきかのみに関して判決を下し、産業財産権に係る侵害訴訟を受理する権限はない。

(2) 米国連邦巡回控訴裁判所

米国連邦巡回控訴裁判所は1982年に創設された。従来から存在する12の地方巡回裁判所とは異なり、全国的な巡回裁判所であり、94の米国の地方裁判所の判決に対する特許控訴事件の専属管轄を有する。さらに、米国特許商標庁又はコロンビア連邦地方裁判所から直接第一審案件を受理でき、米国特許商標庁から間接的に特許出願に関する紛争の第二審案件を受理することもできる⁷。

(3) タイの中央知的財産・国際貿易裁判所

タイの中央的財産・国際貿易裁判所は、1997年に創設された。一般裁判所から独立した専門裁判所であり、知的財産権問題及び国際取引紛争に係る刑事及び民事事件を審理する第一審裁判所として機能している。「三審制」が取られる通常の事件と異なり、上記の事件には二審制が適用されるため、中央知的財産・国際取引裁判所に対する上訴はタイ最高裁判所が直接受理する。アジア初の知的財産裁判所として有する最も際立った特徴は時間の節約である。

(4) 韓国の特許法院

1998年に設立された韓国の特許法院は高等裁判所内の行政部門から独立した知的財産行政裁判所の様相を呈している。

(5) 台湾の知的財産裁判所

2007年、台湾は知的財産専門裁判所を創設し、同裁判所は2008年から知的財産権に関する民事、刑事及び行政事件の審理を開始している。知的財産民事事件の一、二審案件は知的財産裁判所が審理する一方で、第三審、すなわち最終審は最高裁判所とされている。知的財産刑事事件の第一審案件は通常地方裁判所で審理されるが、第二審は知的財産裁判所、最終審は最高裁判所とされている。知的財産権に関する行政訴訟には第二審が最終審とされる制度が取られている。そのため、訴訟の第一審は知的財産裁判所とし、最終審となる第二審は最高行政裁判所とされている。

これ以外の諸外国・地域でも知的財産裁判所を創設又は創設する決定がされている。

知的財産裁判所の創設が提案又は議論されている国や

地域もある。

地域的又は国際的な知的財産裁判所を創設することも計画されている。2014年から、(イタリア及びスペインを除く)25のEU加盟国内における特許訴訟の一審案件は統一特許裁判所の第一審の統一された管轄に服する。2009年、世界最大の経済グループであるG20首脳会議は、国際裁判所を創設することを計画した。このいわゆる世界知的財産訴訟裁判所は設立される予定である。国際的な裁判所の設立は、UNの世界知的所有権機関(WIPO)でも提案されている⁸。

III. 知的財産専門裁判所：中国における知的財産にかかわる司法制度及び仕組みの最適な選択肢

現在、そして将来、中国で求められている知的財産権に関する司法制度及び仕組みとはどんなものなのか。また、改革の進むべき道はどんなものなのか。

1. 中国の知的財産に係る司法制度及び仕組みの態様及び状況

「三審合一」という新たな体制は、「三審対立」という古い構図が抱えるジレンマを部分的に解決できる選択すべき現実的な道筋ではあるが、司法を完全に統一するには不十分な制度である。したがって、最善の選択肢でなく、より良い制度が得られるまでの暫定的で一時的な選択肢である⁹。

中国の最善の選択肢は、日本及び諸外国・地域の経験を参考に知的財産専門裁判所を創設することである¹⁰。

2. 中国の知的財産専門裁判所の構造：理論的観点

(1) 中国の知的財産専門裁判所の体制

中国最高人民法院知的財産法廷の蔣志培元廷長は、中国が設立する知的財産控訴裁判所は他国の裁判所を模倣することなく、中国国内の状況に基づき中国の特徴を備えた新しい裁判所になると考えた。

(i) 数：一つか複数か。

李明徳や李順徳などの学者が分割された地域区分を考慮して、五つの知的財産控訴裁判所を設立すべきだと提案する一方、他の学者は北京に一つ設立すれば十分であるという見解を維持した¹¹。

筆者は、長期的な目標としては、日本や米国を参考に、北京一箇所にのみ、統一された国家知的財産権控訴裁判所を設立することが中国にとって最善であると考えます。

しかし、中国の領土は広域にわたり、知的財産権訴訟の取扱件数も急増している。したがって、中国と日本を比較することは困難である。さらに、地理的領域の点では中国と米国には大きな相違がないとは言え、中国の発展は不均衡で

ある。そのため、短期的な目標として、欧州特許裁判所の「1(フランス、パリにある本部)+2(イギリス、ロンドン及びドイツ、ミュンヘンにある支部)」という体制に倣い、暫定的な体制として「1+5」の体制を選択すべきである。まず、北京市に国家知的財産権控訴裁判所を設置すべきである。次に、国内の地区に応じて、知的財産権控訴裁判所に五つの支部を設立してもよい。

実際、日本が最終的に国内全体で一つしか知的財産高等裁判所を設立しなかったことが再三主張された。日本の領土は中国の領土より狭いとはいえ、反対意見は際限なく主張されている。ポルトガルでもまた、首都に一つしか知的財産裁判所を創設せず、移動の不便に対する批判を招いた。もし中国が現段階で国内に一つしか知的財産裁判所を設立しなかった場合には、日本やポルトガルより厳しい批判が出されると考えられる。

(ii) 地位:完全な独立性又は相対的な独立性

中国の知的財産専門裁判所の独立性に関しては、学者の間でも意見が分かれている。当初、日本には二つの案があった。一つは、絶対的に又は完全に独立した知的財産裁判所の設立。もう一つは、相対的に独立している又は完全に独立していないものの設立だった。最終的に国会で可決されたのは2番目の案だった。

筆者は、近い将来の目標としては、中国は日本を参考にできると考える。しかしながら、長期的な目標としては、米国や台湾を参考に完全に独立した知的財産専門裁判所を設立しても良いと思われる。

(2) 中国の知的財産専門裁判所の管轄

(i) 技術的な事件のみとするか、あらゆる事件に対して認めるか。

学者は、知的財産専門裁判所は、技術的な知的財産問題を集中的に審理するべきであると指摘する。日本でも著作権侵害事件を集中的に審理することは好ましくないと考えられた。

筆者は、短期的には、中国は、日本を参考にできると考える。特許、実用新案、集積回路配置図設計及びソフトウェアなどの四つの主な技術的知的財産事件に加えて、植物新品種、企業秘密及びその他の知的財産事件も集中的に審理されるべきである。長期的には、タイや台湾における経験から学んで、技術的か否かを問わず、全ての知的財産事件を一括して審理しても良いのではないだろうか。

(ii) 「二審合一」か「三審合一」か。

学者は、中国は「二審合一」モデルを選択すべきだと考えている¹²。

筆者は、短期的な目標としては、中国は、日本を参考に、知的財産権問題に関する民事及び行政事件を扱う「二審合一」モデルを採用すべきだと主張する。しかしながら、長期

的な目標としては、中国は台湾を参考に、「三審合一」モデルに基づいて知的財産権問題に関する民事、行政及び刑事事件を集中的に審理することが考えられる。

(iii) 管轄権のレベル

中国の知的財産第一審裁判所の地位は中級人民法院と同等であるべきで、全ての知的財産権第一審事件に対する管轄権も有するべきである。知的財産権控訴裁判所は、知的財産権第一審裁判所の判決に対する上訴に対する管轄権を有し、高級人民法院と同等であるべきである。

(iv) 特許の無効:管轄権を有する執行機関と裁判所との関係

学者は、特許の無効の宣言や不法行為による訴訟が重複することは中国における特許保護に困難を生じる長期に及ぶ問題と見ている¹³。被告が原告の特許の無効を前提に抗弁をする特許侵害訴訟などにおける司法手続きは複雑すぎるように思われる。このような訴訟は一般的に多大な時間を要するとみなされている。現在、このような多大な時間を要する訴訟は増加傾向にあり、深刻な影響を及ぼしている。そのため、司法手続きを簡素化し、裁判を効率化するための計画が予定されている。

1992年以前は、被告は訴訟のどの段階でも中国特許庁の特許復審委員会に特許の無効の宣言を申し立てることができ、かかる申立てがされた場合、訴訟は停止された。1992年の司法解釈では、かかる申立てを行うことができるのは訴答手続の時のみに制限し、2001年には、訴訟手続きの停止の範囲が更に狭められた。これらの規定は、上記の矛盾のある程度は解消したが、通常、裁判所は、リスクを減少させるために訴訟手続きを停止せざるをえない状況にある。

現在、中国において訴訟を解決する典型的な例では、各地域の中級人民法院が民事訴訟の第一審裁判所として機能する→CSIPOの特許再審査委員会が申立てを審査する→北京市第一中級人民法院が行政機関に対して提起された訴訟を審理する第一審裁判所として機能する→北京市高級人民法院が行政訴訟の第一審判決に対する上訴を審理する控訴裁判所として機能する→CSIPOの特許再審査委員会が当該事件に再決定を下す→当該地域の中級人民法が民事訴訟を再審理する第一審裁判所として機能する→当該地域の高級人民法院が当該民事訴訟を審理する第二審裁判所として機能する、という段階が踏まれる。このように最大で七つの関係に係る可能性があるため、司法手続きは複雑で、当然ながら多大な時間が必要となる。

筆者は、短期的な目標としては、中国は、特許に明らかな無効理由が存在する場合には裁判所が直接判決を下すことができる旨を規定している日本の制度から学ぶべきであると考える。

短期的目標として、中国は、行政機関は被告とされず、当該手続きに関係のある当事者が被告となる日本の行政訴訟

における「形式的当事者」の慣行から学ぶことができる¹⁴。

改革の長期的な目標としては、中国は米国、イギリス、フランス、ドイツ及びオーストラリアなどの経験から学ぶことができる。米国では、特許の有効性は推定されているに過ぎず、したがって、何人もその有効性に対して裁判所に訴訟を提起することができるものと明示的に定められている。中国は、知的財産専門裁判所に特許の有効性を確認する独占的な権限を付与することも考えられる。これにより、知的財産権訴訟の手続は二段階ですむことになる。第一段階は、第一審裁判所として機能する当該地域の知的財産裁判所に訴訟を提起すること。そして第二段階は、最終審として機能する知的財産権控訴裁判所に上訴することである。これによって、司法手続きは大幅に簡素化され、多大な時間が費やされることもなくなるはずである。

(3) 中国の知的財産専門裁判所の部門

知的財産専門裁判所内には特別な司法機能を有する部門を設置するべきである。例えば、第一部は、発明、実用新案、ソフトウェア、集積回路配置図設計、企業秘密及び植物新品種に関する技術的問題を専門に審理し、第二部は商標、著名商品の名称、包装及び装飾、地理的表示、外観意匠を専門とし、第三部はその他の著作権を、第四部は不正競争及び独占を専門とすることが考えられる。

(4) 中国の知的財産専門裁判所の構成

知的財産裁判所が直面している最も重大な問題は技術的事実を明らかにする方法である。最終的な事実認定を行う者として、裁判官は技術的証拠の正確性を判断しなければならない。そのため、中国は、人事制度に多くの注意を払い、日本や諸外国・地域から教訓を得るべきである。

(i) 専門家諮問制度から専門委員制度へ

中国の知的財産専門裁判所は、裁判における技術諮問専門家の機能を強化することで、日本の専門委員制度に類似する制度を設立することが考えられる。

(ii) 裁判所における技術的補助業務制度から裁判所調査官制度へ

裁判技術補助業務には三種類の態様がある。一つ目は管理に関するもの。二つ目は技術に関するもの。そして三つ目は、裁判に関するものである。現行の態様は、混合されたものである¹⁵。筆者は、まず管理に焦点を置き、その後技術、そして最後に裁判に移行していくべきであると考え。中国の知的財産専門裁判所は、上記三段階により日本の裁判所調査官制度に類似した裁判体制を創設することも考えられる。

(iii) 専門家補佐人制度から技術系裁判官制度へ

中国の専門家補佐人には、ドイツ連邦特許裁判所の技術系裁判官のような安定性はない。したがって、中国は法律系裁判官とは別に知的財産権に係る技術系裁判官を任命するべきである。

裁判所調査官及び専門委員が知的財産権訴訟における技術的事実認定の需要を満たすことができない場合、日本は専門家補佐人及び技術系裁判官を導入する可能性がある。

(5) 中国の知的財産専門裁判所の合議体

(i) 大合議制度

中国における三種類の知的財産権訴訟には、日本の大合議制度を創設する立法及び司法上の基盤はあるが、重要なことはかかる制度が任意に採用されることを回避して制度化されることを確保することである。

(ii) 技術系裁判官と法律系裁判官から構成される合議体

ドイツの技術系裁判官制度を導入する場合、中国の知的財産専門裁判所は、当該事件の性質に応じて法律系裁判官又は技術系裁判官から構成される合議体をそれぞれ設置することになる。

この制度を導入する前に、2008年に北京第二中级人民法院が構築した「3名のメンバーから構成される技術グループ、5名のメンバーから構成される合議体」という裁判モデルを推進する価値はある。

知的財産権民事事件が経済法廷及び民事法廷で審理されているために司法が分裂している状況から、事件が知的財産法廷で集中的及び統一的に審理される状況へ、知的財産法廷、行政法廷及び刑事法廷がそれぞれ知的財産権問題に関する民事、行政及び刑事事件を審理している状況から、知的財産法廷が全ての知的財産権事件を審理する状況へ、さらに、知的財産専門裁判所が集中的に事件を管理する状況へ。この課程で行われた統合及び協調は、中国の知的財産司法制度の改革の開始及び到来をもたらした。この改革は知的財産裁判制度から知的財産訴訟及び司法制度へと徐々に浸透するだろう。知的財産専門裁判所の組織設計は完全ではないかもしれないが、試験的に導入する価値があると筆者は信じている。「法治国家の中心地」として、中国の裁判所は知的財産権に関する司法制度を改革し、中国的な特徴を持つ制度を構築するための道を切り開く歴史的責任がある。

長い道のりであるから、今こそ直ちに着手するときだ¹⁶。

¹ Zhang Xiaoxia, "Intellectual Property Trial in Japan," People's Court Daily, June 4, 2004.

张晓霞：“日本知识产权审判”，《人民法院报》，2004-06-04。

² Zhu Xingguo, "The Advancing National Intellectual Property Strategy of Japan," Intellectual Property, Issue 5, 2005, P. 62.

朱兴国：“推进中的日本国家知识产权战略”，《知识产权》，2005年第5期，第62页。

³ Huang Bin, Fang Jingang translated and edited, "Japan's Intellectual Property High Court," China's Supreme Court Website, December 11, 2011. 黄斌、方金刚编译：“日本的知识产权高等法院”，最高人民法院网站，2011-12-11。

⁴ Wang Mingyong, "Research Official System of Japan Intellectual Property High Court," Symposium of Taiwan Science and Technology Law and Policy, Vol. 6, Issue 1, June 2009. 王铭勇：“日本智慧财产高等法院调查官制度之研究”，《台湾科技法律与政策论丛》第6卷第1期，2009年6月。

⁵ Wen Xue, "Shufti of Tokyo Intellectual Property High Court," Trademark of China, 2005, P. 12. 文学：“东京知识产权高等法院掠影”，《中华商标》，2005年第12期。

⁶ Tao Jianguo, Lv Wenqiao, "Japan Intellectual Property Civil Lawsuit System

and its Enlightenment,” Hebei North University (Social Science Edition), Issue 3, 2012.

⁷ Zhang Naigen, “Selective Analysis of American Patent Law Cases,” China University of Political Science and Law Press, 1995, PP. 25-26.

张乃根编著：《美国专利法判例选析》，中国政法大学出版社1995年版，第25-26页。

⁸ Martin Frobisher, “G20 Envisions World IP Court; WIPO Hopeful Host,” <http://www.ip-watch.org/2009/04/01/g20-envisions-world-ip-court-wipo-hopeful-host/>, last visited on October 25, 2012.

⁹ Yao Li, “The Times Calls for Setting up the Intellectual Property Rights Court,” People’s Court Daily, April 9, 2009.

姚莉：“时代呼唤知识产权法院的设立”，《人民法院报》，2009年4月9日。

¹⁰ Mei Shuwen, Cao Xinming, “Establishment and Enlightenment of Japan Intellectual Property Court,” Electronic Intellectual Property, Issue 12, 2005, PP. 40-43.

梅术文、曹新明：“日本知识产权法院的设置及其启示”，载《电子知识产权》2005年第12期，第40-43页。

¹¹ Li Li, “Our Country Explores to Establish the Intellectual Property Appeal Court,” Jurisprudence Daily, June 20, 2008.

李立：“我国探索建立知识产权上诉法院”，《法制日报》，2008年6月20日。

¹² Yi Ling, “Combination” and “Division” of Intellectual Property Three-in-one Adjudication -- Concurrently Talking about Japan’s Intellectual Property Specialization Trial Mode and China’s Path Selection, Politics and Law, Volume 11, 2011, P. 116.

易玲：“知识产权三审合一的‘合’与‘分’——兼谈日本知识产权专门化审判模式及我国的路径选择”，《政治与法律》，2011年第11期，第116页。

¹³ Feng Xiaoqing, Huang Hailing, “Researches on the Situation of the Intellectual Property Trial Institution and Personnel in our Country,” Academic Forum of Nandu, No. 4, 2012.

¹⁴ Wu Hua, “Research on the Administrative Lawsuit Type,” Chinese People’s Public Security University Press, 2006, PP. 165.

吴华：《行政诉讼类型研究》，中国人民公安大学出版社，2006年版，第165页。

¹⁵ “Judicial Auxiliary Work Office of Judicial Equipment Administration of China’s Supreme People’s Court, Set up the Judicial Technology Security System— Summary of the People’s Court Judicial Technology Auxiliary Work Symposium,” People’s Court Daily, August 10, 2011.

¹⁶ Su Li, “China’s Academic in the Social Transformation,” How does the System Form, Peking University Press, 2007, P. 199.

苏力：“社会转型中的中国学术”，载《制度是如何形成的》，北京大学出版社2007年版，第199页。